

会 議 記 録

会議名称	平成 14 年度第 1 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 14 年 9 月 11 日 (水) 午後 3 時 00 分 ~ 午後 4 時 56 分
場 所	西棟 6 階 第 5 会議室
出席者	委員 瀬口、町田、山本、吉川 区側 区長、政策経営部長、行政管理担当部長、企画課長、財政課長、総務課長、経理課長、行政評価担当副参事
配布資料	外部評価委員会委員名簿 1 杉並区外部評価委員会設置要綱 2 杉並区の行政評価の全体像について 2-1 平成 13 年度事務事業評価のまとめ 2-2 杉並区公社等経営評価 2001 2-3 平成 14 年度政策評価・施策評価について 3 外部監査について 4 入札監視委員会について 5 外部評価委員会の当面の課題とスケジュール 参考 1 杉並区行政評価システムについての提言(杉並区行政評価検討委員会報告書) 参考 2 平成 13 年度事務事業評価表 (C D - R O M)
会議次第	1 開会 2 区長挨拶 3 区出席者紹介 4 委員紹介 5 会長選出 6 会長挨拶 7 会長職務代理者指名 8 議事 (1)事務局説明 委員会の運営全般について 杉並区の行政評価全体像について 外部監査について 入札監視委員会について 当面の課題とスケジュール

(2)意見交換

・事務局説明等について質疑・意見

(3)その他

9 閉会

杉並区外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
せ ぐち きよ ゆき 瀬 口 清 之	日本銀行政策委員会室調査役
ね だて のぶ こ 根 建 伸 子	株式会社キャリアネットワーク取締役 財団法人21世紀職業財団(労働省)「ポジティブアクションを促進するための研究委員会」委員
まち だ こう ぞう 町 田 幸 威	日本公認会計士協会杉並地区会副会長 前財団法人杉並区まちづくり公社監事
やま もと きよし 山 本 清	国立学校財務センター研究部教授 (前岡山大学経済学部教授) 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 財務省「政策評価の在り方に関する懇談会」委員
よし かわ とみ お 吉 川 富 夫	財団法人東京市政調査会研究部次長 中央大学大学院公共経済学兼任講師

会議録中、委員名は原則として「会長」または「委員」と表記されています。

行政評価担当副参事 それでは定刻でございますので、第1回の杉並区外部評価委員会を開催させていただきます。

なお、皆さんのお席につきましては、右からお名前の順になっておりますので、それによろしいでしょうか。また、会議の記録上、録音と、写真を撮らせていただくことがありますので、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

私は政策経営部の行政評価・行政改革担当の副参事の横山と申します。本委員会の会長が定まり、会長に議事の進行が移るまでの間、進行を務めさせていただきます。

それでは、お手元の会議の次第に基づきまして進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に区長より各委員に外部評価委員会の委員の委嘱状をお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

行政評価担当副参事 それでは、区長より委嘱のごあいさつがございます。

区長 失礼いたします。区長の山田でございます。

本日は、杉並区外部評価委員会の第1回の会合に当たりまして、各先生方には大変お忙しい中、本委員会の委員ということでご就任をいただきまして、まことにありがとうございます。

この委員会は杉並区行政評価検討委員会の検討報告書によりまして設置をされるものでございますけれども、当然、杉並区では初めての試みになるわけでございます。

これまでも内部の評価の体制、または内部で事務事業評価だとか、いろんなシステムをつくり上げてきたところでございますけれども、しかし、そうはいつでもやはり自分の評価では、内部だと見えない、岡目八目的なところがございまして、また、昨今のさまざまな事件を見ておきますと、やはりいかに公正、公平な外部委員による事業の評価、また組織の評価というものが大事かということが、組織の信頼性を高めるためにも大事だということを痛切に感じているところでございます。もうご案内とは思いますが、本委員会の役割は、行政評価の結果、評価制度、個別監査対象項目などの検討をお願いすることになります。

個別監査制度、外部監査制度を、杉並区では今年度から取り入れているわけでございますけれども、行政評価と兼ね合わせて行政評価の中から、検討の中からこういうものを監査

した方がいいのではないかということをお本委員会の皆様方でご議論をいただいた上で、監査項目を決めていくという仕組みを杉並方式としてとっていただくわけでございます。そういった意味で個別監査、外部監査ではございますけれども、評価委員会の評価をもとに監査に当たるということで、いろんなところから注目をされているところでございます。

また、本委員会は入札の監視委員会も兼ねておりまして、昨今もさまざまな行政にかかわる入札の事件が多発しているわけでございますけれども、また、区民からも、入札制度の透明性というものについて極めて強い関心が寄せられているところでもございますので、そういったものの運用のチェックとか、または苦情の申し立ての処理、そういうものについても委員の皆様方のご議論、ご評価をいただきたいというふうに考えております。

いずれにせよ、現在都道府県ではかなりのところで外部評価をやっているところがございますけれども、区市町村では、まだまだその導入というものはおこなわれているところがございます。その中で、ぜひ杉並区としても、皆様方のお力で、ぜひいい外部評価システムを今後つくり上げていきたいと思っておりますので、ご協力、またご理解を賜りますようお願い申し上げます。大変簡単でございますけれども、御礼とごあいさつにかえさせていただきます。

このたびは、本当にありがとうございました。

行政評価担当副参事 続きまして、委員の皆様にお一言ずつ自己紹介のあいさつをいただければと存じます。

なお、本日は出席されておりませんが、もうお一方、委員が就任される予定でございます。

それでは、お願いいたします。

委員 日本銀行の政策委員会室で働いております。よろしくお願いたします。

杉並区の山田区長、それから滝田政策経営部長様、それから横山様等々の方々とは去年から杉並区の行政の運営のやり方等につきまして率直な意見交換をさせていただいたりして、これまでも私の仲間とともに大変いろいろ勉強させていただいておりました。

今回、私の一人の力でお役に立てる部分というのはそんなに大きくないと思いますが、その仲間を中心とするメンバーとともにこの11月から本格的に活動を開始するNPOを立ち上げます。ここでのお話と、それからこれまでの杉並区との対話の中でいろいろ勉強させていただくことを生かして、ここでの議論を持ち帰って我々のメンバーの中にいる

んな専門家の知見を集めて、この杉並区がこれから日本の地方自治を新しく生まれ変わらせようとしている、この立派な委員会に少しでもお役に立てるように努力をしていきたいというふうに考えております。

本当に私自身は素人で、ここにいらっしゃるほかの委員の方々に比べれば全く微力ではありますが、志だけは高く持って頑張りたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

委員 天沼の東京衛生病院の隣で公認会計士・税理士事務所をしております。日本公認会計士協会の杉並会の副会長をしております。杉並区には10年ほど住んでおりまして、私としては非常に気に入った街ですのでここに永住するつもりでいるんですが、杉並区の何かお役に立てればという気持ちでこちらの会に参加させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

委員 よろしく願いいたします。

現在、国立学校財務センターという、多分皆さんご存じでないところに勤務しておりますが、今、国立大学も大変なところでございまして、独立行政法人化という課題を抱えておりまして、その財務制度等の研究調査業務を今行っているところでございます。しかし、私のライフワークとしては、また別途、この評価でありますとかパブリック・マネジメント等の研究につきましては従来から引き続いてやっております、杉並区に関しましても行政評価検討委員会の委員として参加させていただきまして、外部監査の評価制度につきましてもそれなりのご提案をさせていただいたわけでございます。そういったことで、責任をやはりとる必要もあるだろうということで多分ご指名を受けたということだと思っておりますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。

委員 でございます。よろしく願いします。

私は今まで役所の仕事やら、あるいは研究者の仕事をいろいろやってまいりましたが、この10年間くらい日本の行政を見ていまして非常に感じましたのは、やはり地方自治というのは区市町村が本当に主役になるんだということを身にしみて感じまして、それ以来、だんだん区市町村の仕事のお友達にしても、あるいは仕事のお手伝いも、市町村の仕事のみずから進んでやるように心がけております。そういう中でやはり住民と本当に接して、区役所自身が本当に地域のマネージャーとしてやっていく、そういう将来の姿が、私のこれからの仕事としてお手伝いできればというのがだんだん私の考えの基本になってきてお

ります。行政評価につきましては四、五年ほど前から日本に行政評価がだんだん普及する過程で、いろんな自治体の行政評価をサポートする、例えば海外の資料を紹介したり、あるいはほかの自治体のことを紹介したり、そういう任意のNPOのようなことをやってまいりまして、そういう中でいろいろ全国の自治体の方々ともおつき合いする中で、杉並区の行政評価もたまたま私が小さな本に紹介するようなことが四、五年前にありまして、それ以来杉並区さんとは大変おつき合いさせていただくようになったと思います。これからもそれをきっかけに、ますます杉並区を日本の自治体の、一番、典型的な地方自治になり得る区だという、そういうイメージを持っておりまして、それのお手伝いをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

行政評価担当副参事 それでは、私ども行政職員を私からご紹介させていただきます。

今あいさつのありました区長に続きまして、政策経営部長滝田政之でございます。

行政管理担当部長小林英雄でございます。

同じく、政策経営部参事企画課長大澤涉でございます。

政策経営部参事財政課長松沼信夫でございます。

根本総務課長でございます。

原経理課長でございます。

なお、原課長は委員会の入札監視の役割の事務局員になります。

それから、私は委員会の外部評価の役割を担っております。よろしく願いします。

それでは、ここで委員会の会長と職務代理の選任をお願いしたいと思います。委員会の設置要綱によれば、会長は委員の皆様が互いに選ぶ互選によるとなっております。どなたかご推薦がございますでしょうか。

委員 僭越でございますが、メンバーの中で知見、経験から申しましてやはり 様 にお願ひするのが一番望ましいかと思ひまして、私としては 様に会長におなりいただくことを推薦させていただきたいと思ひます。

行政評価担当副参事 今、 委員にという意見がございましたけれども、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

行政評価担当副参事 では、 委員が会長ということでございますので、会長席にお移りいただきまして、一言ごあいさつをお願いしたいと思ひます。

(委員、会長席へ移動)

会長 ご指名でございますし、これのもともとの発端となっております行政評価検討委員会の委員でもございましたので、責任上、私がお引き受けした方が一番無難だろうということでお引き受けしたいと、こういうふうに思っております。それで、そういうことできょうはお一人お見えになっておりませんが、よろしくご協力のほどをお願いしたいと、こういうふうに思っております。

行政評価担当副参事 それでは続きまして、委員会設置要綱第4条第3項に基づきまして、会長のご指名により職務代理者の選任をお願いしたいと思います。会長、いかがでございましょうか。

会長 先ほど自己紹介等もありまして、ご経験等を踏まえますと 委員をお願いした方が、いろいろお仕事との関係もございましていいのではないかと、こういうふうに考えておりますが、いかがでございましょうか。

委員 では……。

会長 よろしくをお願いしたいと思います。

行政評価担当副参事 それでは、委員に職務代理をとということですので、職務代理は委員に定まりました。

それでは、この後会長に進行をお願いして議事に入ることとなりますが、山田区長でございますがこの後予定がございまして、ここで退席させていただきたいと思っております。

区長 どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。

(区長退室)

行政評価担当副参事 それでは会長、司会をお願いいたします。

会長 それでは、今後の司会を私がやらせていただきます。

本日の議事に入りますが、とりあえず初めての会合でもございますものですから、事務局からこの本委員会の性格等、あるいはこれまでの検討経緯等を踏まえまして一括してご説明を受けて、それからまとめまして質疑等を意見交換と合わせてやりたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、事務局の方から順次ご説明をお願いします。

政策経営部長 それでは、最初に、私の方から外部評価委員会の役割といたしまして、外部評価委員会をお願いするお仕事の概要につきまして、設置要綱と、それから設置要綱

の後ろに外部評価委員会の役割というようなことで、こちらのお願ひ事でございますが記載をさせていただきますので、これに沿いまして概略のご説明をまずさせていただきたいと思ひいます。

会長 どうぞ、お座りになつて。

政策経営部長 それでは、座らせていただきます。

まず、この設置の目的でございますが、先ほど区長のあいさつにもございましたように、私ども事務事業評価というのは3年前から順次始めておりまして、これを区民にも公表してございますけれども、今後事務事業評価だけではなくて、施策、政策の評価もやつていくということで、これは会長にもご協力いただきました行政評価検討委員会の中でも、その方法等についてもご提言をいただきまして、その答申に沿つて今後進めていきたいと思ひております。

また、行政評価自体の客観性を高めるといふことから、外部の、特にできるだけ専門的知見の高い委員によつて構成される委員会で、私どもの評価が妥当なものであるかどうかといふことの評価をお願いしていきたいといふことがまず第一でございます。そのために、この設置要綱の2条に所掌事項が掲げてございますけれども、私どもがいたしました行政評価の結果について意見を述べていただき、それを私どもが公表していくといふことでございます。

また、この評価制度そのものについても改善すべき点が、当然これは行政評価自体がまだ全国的にも成熟した制度といふことではございません。いずれの自治体もやはり試行錯誤を重ねているといふ状況だと思ひますので、この改善方策等につきましても皆様方のご意見をいただいきたいといふふうに思ひております。

また、この委員会には行政評価にかかわることだけではなくて、私ども外部監査を今年度から実施をすることになっておりますが、この外部監査法につきましては、包括外部監査とそれから個別外部監査と二つの方式がございます。東京都などでは包括外部監査といふことで実施をしております。この外部監査を包括でやるか個別でやるかといふことで、私ども実施をするに当たつていろいろ検討をいたしました。もちろん包括でやるといふことは、外部監査委員の自由度が非常に高いといふようなこともあつて、その方法も検討いたしました。ただ、限られた期間の中でどれだけ実効的な監査をしていけるかといふことで考えますと、この行政評価と外部監査といふのをできるだけリンクさせて、行政評価の

評価項目の中から外部監査のテーマというのを選んでいただくと。そして、それを外部から監査をしていただくというような方法も一つの方法ではないかということで、私どもといたしましては個別外部監査とこの行政評価というのを、できるだけリンクさせた形で実施をしていきたいというふうに考えてございます。そこで、この委員会におきまして個別外部監査のテーマの選定をしていただいて外部監査をすると。これは監査自体は外部監査のこちらが委嘱する委員にお願いをするという形になりますけれども、そういったようなことを考えてございます。

それから、もう一つこの評価委員会にお願いする役割というのが、入札・契約手続の監視委員会といいましょうか、こういった性格をこの委員会に果たしていただきたいということでございます。

ご案内のとおり、入札制度につきましては、先ほど区長からもお話がありましたけれども、いろいろな点で注目をされております。私どもも既に昨年度から一般競争入札、一定の条件を付して競争入札に付するという対象を拡大してまいっておりまして、それから、これから電子入札なども取り入れていきたいというふうに思っております。既に入札の公告それから説明等につきましてはかなり電子化をしておりますインターネット等で見られるようにしております。それから、予定価格の公表なども行ってございます。

こういった中で、今後、さらに契約制度については透明性を高めていく必要があるというふうに思っております。そういったことからこの契約の、個々の契約についての不服といいましょうか、苦情・申し立てなどがあった場合にこれは一義的には私どもが対応いたします。そこで、なおかつ承服しかねるというようなことがあったような場合に、その苦情の申し立てを聞いていただくというようなこともお願いをしたい。また、それ以上に、私どもが行っております契約制度そのものについて、透明性あるいは客観性の確保というような観点から、ご意見、ご助言などをいただければというふうに考えております。

以上、大変盛りだくさんをお願い事をこの委員会に期待をしているわけでありまして、それぞれについての詳細につきましてはそれぞれ担当の課長からまたご説明させていただきますけれども、私の方から概略そのようなことを委員の皆様にはお願いをしたい。それからまた、そのためのこの会議でございましてけれども、私どもとしては、当然、行政評価につきましては私どもがまず一義的に評価をいたしまして、それをまとめたものを皆様方に見ていただくということになります。また、個別外部監査のテーマを設定していただ

くためにまとめたものの中から、そういった対象項目というのを選んでいただくというような必要もございます。

また、契約につきましては年に1回か2回かということになろうかと思えますけれども、私どもの行っております契約の実態をお示しをして、それでまたご意見をいただくというようなことで、基本的には四半期に一度ぐらいのペースで会議をお願いをできればと。ただ非常に内容的には密度の濃いものになると思えますので、資料等は当然事前にお送りをして、十分ごらんをいただく余裕を持ってお願いをしてみたいというふうに思っております。

また、この委員会の会議につきましては原則公開ということをお願いしたいと思っております。不服申し立てに対する対応などというような場合には、これは委員会の決議といいたいまいしょうか、ご決定があれば非公開というようなこともあり得ようかと思えます。そういったようなことでお願いをしてみたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

会長 ここで一回質疑をした方がいいような気もしますが、一応申し上げましたので、引き続いて杉並区の行政評価全体像について、横山副参事の方からご説明をお願いしたいと思います。

行政評価担当副参事 それでは、私の方から杉並区の行政評価の全体像についてというように、資料に基づいてちょっと説明させていただきます。

杉並区の行政評価の全体像という資料2をごらんください。

先ほど来、話も出ておりますが、杉並区の行政評価につきましては、この前に行政評価検討委員会ということで、1年ほどかけて検討がなされておりました、その報告書が出されております。それをお手元に「参考1報告書」ということで資料としてつけてございますが、この報告書に基づきまして、杉並区の行政評価を総合的体系的なものにするということで決めたところでございます。それから、それにあわせて今年度でございますけれども、平成14年度につきましては、政策評価・施策評価の試行を行うということにしてございます。

それでは資料でございますけれども、1として行政評価の目的でございますが、記載にございますように成果重視の行政への転換、それから効率的で質の高い行政の実現、説明責任の徹底というようなことで目的を据えてございます。

それから、2として行政評価の基本的な仕組みというところでございますが、(1)とございますように行政評価の構成でございますけれども、政策、施策、事務事業の評価ということで、3階層の評価をやっていくということでシステム化してございます。政策評価ということで2行目ぐらいでございますけれども、政策を達成するため、政策評価をするためにはまた施策の見直しも行うというようなことで書いてございます。

それから施策評価につきましては、施策の評価の実施に当たってはその目標の設定とその達成度等を見ながら事務事業の構成等の見直しを行っていくというような考え方でございます。事務事業につきましては、効率性の評価だけでなくどの程度政策・施策の成果向上に貢献しているかなどを見ていくというような考え方でございます。

(2)として3つの評価の関係ということで書いてございますけれども、政策、施策、事務事業それぞれが目的と手段という密接な関係にあって、評価においてもその関係を重視しなければならない。政策評価は施策の影響を受け、施策評価はまた事務事業に影響をされる。逆に言えば、政策の効果を上げるためには施策や事務事業の構成が重要になるというふうに考えてございます。

少し、ざっと概略の説明にさせていただきますが、(3)として政策評価・施策評価の方法でございます。

として目標設定と目標達成状況の測定ということで、1点目では政策評価・施策評価は、主として指標に沿った目標の設定と達成確認により事業の進捗度を見ることによって行うというようなことにしてございます。

それから、の政策指標・施策指標でございますけれども、1点目では、政策指標については検討委員会より区民のわかりやすさなどを考慮した30の指標、これは杉並区の行政施策・政策で6分野ございますけれども、それら各分野で五つの指標を掲げてございまして、合わせて30の指標を「杉並区政チェックリスト」とするということで提案がございまして、これに基づいて評価していくということでございます。

それから2点目として、施策指標につきましては一つの施策に対して大体二つから三つぐらいの指標を設定するということとし、各所管課と調整して、大体182指標を取りまとめてございます。

として評価表でございますけれども、評価表については資料も添付してございますけれども、2点目の政策評価では政策評価表AまたはB、それから施策評価につきましても、

施策評価表A、Bというような構成で評価表をつくってございます。

3の庁内の評価体制というところでございますが、(1)といたしまして政策評価・施策評価の担当部課ということで、それぞれ評価に当たっては担当部課を明確にして行うということにしております。

それから(2)として総括組織で、最終的には庁内、区の行政の内部では評価の全体を総括する内部組織を設けて検討していくということにしております。

それから4として外部評価等というところがございますが、(1)として外部評価委員会、これにつきましては行政評価の客観性を担保するために、区の内部評価の結果について第三者機関である「外部評価委員会」を設置して外部評価を実施するというので設置されたわけでございます。外部評価委員会は と、先ほどの説明にございましたようなことを行っていくということにしております。

それから4ページにまいりまして、冒頭では委員会の構成等が書いてございます。

それから(2)として、公表、年次報告ということで、行政評価については評価表だけではなくて、評価結果をグラフや表にわかりやすくまとめるなど、年次報告として整理し公表するというのでございます。

それから(3)として、パブリックコメントとして、公表された行政評価の結果については区民が意見を述べる場を確保していくというようなこととございます。

それから、5として平成14年度の行政評価の取り組みということで書いてございますが、平成14年度は政策評価・施策評価を試行するというにしております。後ほどまたその試行方法について簡単に説明させていただきます。

(2)スケジュールでございますが、この評価の作業につきましては7月の末に作業をスタートしてございまして、作業が終わるのが9月30日ということで、一応内部の評価をする予定にしております。

5ページにまいりまして、参考ということで、3階層の評価の内容等を表の形にしております。それからその下、杉並区における行政評価運用のイメージという図がございますが、右下で外部評価委員会というところがございますが、行政の方で内部で評価したものに対して外部評価委員会から意見を述べる。その意見を行政の方で受けとめて、個別外部監査人にこういう対象を監察するというようなことといたしまして、個別外部監査を行うというようなこととございます。

6ページにまいりまして、下の方の図でございますけれども、今年度の政策評価・施策評価の試行の対象でございますが、各分野、先ほど6分野あると申し上げましたけれども、その6分野の中で政策項目と言われるものが大体五つぐらいございまして、その政策項目を一つ今年度は選んで政策評価を行う。その政策のもとの施策についてはすべて施策評価の対象として行うというようなことでございます。事務事業につきましては、すべての事務事業をこれまでどおり評価していくということでやってございます。

お手元、次に2 - 1の資料、平成13年度杉並区事務事業評価のまとめ（概要）という資料がございます。その1枚の次の紙では事務事業評価のまとめということで、何ページかにわたってございますけれども、この1枚裏表の概要というのに基づきまして、ちょっと簡単に説明させていただきます。

13年度につきましては、1として評価対象でございますが、1,007の事業を評価対象として評価してございます。評価期間につきましては、6月末から8月10日にかけて約1カ月半で評価を行ったということでございます。

それから3として事務事業評価における新たな取り組みということで、平成13年度につきましては部調整というようなことで、各所管、各課で評価したものを、部で最終的に部の事業の優先順位等を見ながら評価してございまして、この部調整につきましては14年度からの政策評価の中に組み入れるというような形で整理してございます。それから13年度は、あわせて職員意識調査を実施してございます。

そういった形がこういったファイルでございますが、事務事業評価は、このファイルが1年で3冊ほどになってございまして、これは大変分量の多いものでございますが、お手元にこの評価表をCD-ROMの形でお配りしてございますので、ごらんになれるかと存じます。

同じ資料の4.事務事業評価の概要ということで、事務事業評価表の中で「今後の事業のあり方」というようなことで項目を整理する項がございますが、その中で概略でございますけれども、13年度については「今後の事業のあり方」では「統廃合」をするというようなことが118事業、11.7%。それから「縮小」するというのが同じく2.1%。それからずっと下にまいりまして「改善余地なし」というのが11.0%ということで、全く改善の余地なしというのが1割ほどあるというようなことにしてございます。

それから次のページにまいりまして、(3)事業費等の変化というところをごらんいただき

ますと、全事務事業のうち約30%に当たる323事業で前年と比較して成果指標の数値が向上している。また、40%弱の387事業でコストの削減を図るとしており、コスト意識が高まっていることがうかがえるというようなことがまとめられています。

それから5として、職員意識調査の結果というところがございますが、その一つ目で、行政評価の実施について賛成とやや賛成を含めると7割以上の職員が肯定的にとらえているというような結果が出てございます。13年度、そういったことで事務事業評価の結果をまとめ、整理してございます。

それから、次に2-2という資料をごらんください。杉並区公社等経営評価ということでございます。

1をめぐっていただきまして、杉並区公社等経営評価の結果についてということで、杉並区では公社等の外郭団体8団体を特定いたしまして、経営評価ということを平成13年度、昨年度からやっております。

ことし14年度、第2回目を現在実施しているところでございますが、1として公社等経営評価導入の経緯等というところがございましてけれども、その2行目の終わりの方で杉並区では区が出資、出捐または財政的、人的支援を継続に行っている公社等8団体の経営改善を目指して、本年度から新たに評価制度を導入することとした、と。経営評価は、前年度の活動状況を対象に、一次評価を各団体自身が行い、二次評価を区の所管部局が行い、それから三次評価を行政評価部会という、行財政改革推進本部という内部の組織がございまして、そのもとで三次評価を行っております。

そこに記載のように、杉並区勤労者福祉協会、それからスポーツ振興財団、杉並区障害者雇用支援事業団、その前に1ページにさんあい公社というものがございまして、四つの財団法人、それから3ページにございましてリサイクル協会、杉並区文化・交流協会という二つの任意団体。それから4ページにまいって杉並区社会福祉協議会、それから杉並区シルバー人材センターという関連団体2団体、合わせて8団体について経営評価をしております。

4ページの3というところで、全体を通してのまとめ及び今後の課題というところで、1点目でございますけれども、各団体においてはパフォーマンスの高い事業を行うため自律性を模索しつつあるが、現在は計画性、戦略性に欠けていると言わざるを得ない。今後経営評価等により、年次業績報告等の透明性を高める中で民間経営の長所を生かした経営を

行うことが求められるというようなことで整理してございます。

それから5ページの一番最初の点でございますけれども、利用料金制、定額補助、実績補助などの経営インセンティブ制度が各団体の経営実績にどう反映されていくか等について今後留意していく必要があるということで、13年度からこの利用料金制、定額補助制、実績補助制等を各外郭団体に導入してございます。

続きまして、資料2-3でございますけれども、2-3につきましては、今年度試行を行っている政策評価・施策評価の評価表とその記入要領等をお配りしてございます。その最後に、A3の少し大きな用紙がございまして、これは杉並区の総合計画の体系に基づいて評価の対象を整理しようとしたものでございまして、ここで墨がついている部分について今年度試行対象として政策評価または施策評価を行っているということでございます。一番左に番号がついていまして、1から6の6分野、それぞれあるということでございます。その右側に分野名が書いてございまして、分野の取りまとめ担当課ということが記載がございまして、その右側で政策番号とございますが、それぞれ分野の中の政策が掲げられてございます。その右は政策担当課でございます。さらにその右に行きまして施策番号と書いてございますが、80番までの番号がつけられておりまして、その右に80の施策項目が掲げられてございます。その右が施策の担当課ということでつけたものでございます。こういった体系に基づいて、今年度は墨をつけた部分について試行を実施しているということでございます。

杉並区の行政評価の全体像について、私からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは引き続きまして、外部監査につきまして総務課長さんからご説明をお願いしたいと思います。

総務課長 それでは、私の方から外部監査制度についてお話しさせていただきます。

先ほども区長の方からお話がありましたように、杉並区では今年度が初めての、第1回目の外部監査制度の実施ということになります。議会の議決を経ながらこの事務処理については進めていかなければならないということもございまして、大変タイトな日程の中で進めていく必要がございます。そのこともございまして、外部評価委員の皆様方には大変お手数をおかけするかというふうに思いますけれども、よろしくお願ひしたいと存じます。

先ほど政策経営部長の方からのお話もございましたので、私の方からはそれを省略する

形で、簡単にご説明をさせていただきたいと存じます。

外部監査制度につきましては包括外部監査と個別外部監査があるということで、この違いということがございますけれども、包括外部監査につきましては、外部監査人がテーマを選定してその上で実施する。個別外部監査につきましては、区長、議会、住民の求めに応じて選定された外部監査人が監査を実施するというところで、テーマの選定で大きな違いが出てまいります。

それから、もう一点は監査事務の対象でございますけれども、包括監査につきましては財務監査とそれから財政援助団体等に対する監査と、この大きく二つでございますけれども、個別監査につきましては、その二つに含めまして行政監査も行うことができるということになってございます。この資料3の丸のつけ方につきましては、できる場合の例でございます。これをもう少し深く見るとそういうふうな形になりますので、範囲としましては財務監査、行政監査それから財政援助団体等に対する監査が、個別外部監査ではできないということになってございます。

この外部監査につきましては、行うことのできる資格というものが定めてございまして、弁護士、公認会計士、それから国の会計検査院のOBということになってございまして、事情によりましては税理士さんにもお願いすることができるということになってございます。

外部監査による任期は記載のとおりでございます。次のページをめくっていただきますと私どもの条例の抜粋が載っているところでございまして、先ほど政策経営部長の方からお話ございましたように、私どもの方では杉並区では包括外部監査を行わず、個別外部監査に基づきまして実施をしていくということでこの監査制度の特徴をつくったところでございます。このことによりまして、より広範な事務処理の中から、独立性を高めてこの外部監査を実施していくという考え方で、こういうふうな制度をつくったものでございます。

23区の状況では、次のページに記載してございますけれども、現時点におきましては6区で導入を実施しているところで、それから杉並を含めて6区が実施しているところでございます。

次のページをめくっていただきたいと思います。これからの外部監査を進める上での事務処理の流れ図が記載されてございます。

まず、個別外部監査のテーマを外部評価委員会からテーマを数個選定していただきまして、その中で長が杉並区長にご答申をいただきながら、区長の方でその中から幾つかのテーマの中からテーマを選定していきたいというふうに考えてございます。そのテーマに見合った形で候補者を選定いたしまして、この候補者の選定が終わった段階で監査の方に、テーマと並びに候補者が適切かどうかの意見を求めるということになってございます。この監査委員の意見をいただいた後で、議会の方に20日以内に付議することというふうになってございます。議会の方に対しましては、テーマそれから外部監査委員が適切かどうかの議決をいただきまして、この議決をいただいてから実施するというふうになってございます。

日程等については、ここに記載されてありますように11月に杉並区の第4回定例会がございますので、ここに議会に付議するような形で事務処理を進めていきたいということで考えているところでございます。

それから、次のページをごらんいただきたいと思います。ここに書いてございますのは、近隣区並びに市の、ここ数年のテーマ選定の実績を記載したものでございます。こうしたテーマを選びながら各区は実施しているというふうな状況でございます。

私の方から、簡単でございますけれども以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、4番目となりますが、入札監視委員会についてという表題になっておりますが、経理課長さんからよろしくお願ひしたいと思ひます。

経理課長 はい。それでは資料4をごらんいただければと思ひます。恐縮ですが、7ページをお開きいただきたいと思ひます。

今回の入札監視委員会の機能というものの発端となった根拠でございますが、昨年4月から、この記載にございますように公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる入札・契約適正化法、これが施行されてございます。具体的にこの法律の中身でございますが、中ほどにございますが、まず左側、いわゆる発注者の義務事項、法定義務でございます(1)(2)(3)(4)でございますが、いわゆる入札情報の公表、あるいは施工体制の強化、さらには不正行為に対する厳正な措置と、こういったものを義務づけている。また、もう一方で、右側にございますが、発注者が取り組むべきガイドラインということで、いわゆる努力義務ということで規定がなされておまして、(2)主な内容と書いてございま

すが、 第三者機関によるチェック、 苦情処理の方策と書いてございます。

以下割愛申し上げますが、この2点、これをいわゆるこの外部評価委員会の委員の皆さんにお願いしたいと考えてございます。

恐縮ですが、8ページ以降がいわゆるこのガイドラインの概要でございまして、9ページ頭になりますが、(2)第三者の意見を適切に反映する方策と書いてございます。入札及び契約手続に関し、学識経験者などの第三者からなる入札監視委員会などの第三者機関の設置等の方策だというふうに記載されてございまして、掲げる事務としては記載のとおりでございます。

また、次の10ページ目でございましてもう一つございまして、(2)苦情処理システムの整備と書いてございます。入札・契約に関し、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から発注者がまず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服のあるものについて第三者機関による審議など、中立・公正に不服を処理する方策を講ずると、こうございまして、一義的には契約担当者であります私どもの区の方から苦情のある事業者に対しては説明をする、と。にもかかわらずまだ不服が解けないという事業者に対して、客観的に中立・公正の立場から委員の皆様のご判断、ご議論をいただければと、そのように考えてございます。

それでは恐縮ですが、1ページ目に戻っていただきたいと存じます。

雑駁でございますが、1ページ目には私ども入札・契約制度の基本的な考え方を記載してございます。上からちょうど5行目から6行目にかけてでございますが、杉並区では平成16年度これを目途にいたしまして、東京都それから都内の区市町村、ここを中心といたしまして、共同で電子入札を稼働させたいという前提に立ちまして検討会を立ち上げて、現在それに向けて準備を進めているところでございまして、具体的にこの制度の基本的な考え方そういった電子入札を前提といたしまして、とりわけ記載のような、5点でございますが、入札情報の積極的な公表。あるいは、(2)にございますように指名競争を抑制しながらいわゆる一般競争入札を拡大していく。また(3)にございますように、入札及び契約秩序を確保すると、こういう、とりわけ重点的な考え方を中心にして現在取り組んでいるところでございます。

次に2ページ目でございまして、現在の杉並区の入札・契約制度の概要を記載してございます。 にございますが、現在、杉並区ではいわゆる条件付一般競争入札と言われるもの

でございますが、予定価格が3,000万円以上の工事並びに委託の案件、また予定価格1,000万円以上の物品の調達案件、これを一般競争入札として位置づけてございます。

それ以外の入札等につきましては記載のとおりでございます。具体的な入札の方法については(2)に若干記載してございますが、(2)の に予定価格の事前公表とございます。この予定価格の事前公表については現在2,000万円以上の工事案件について事前公表しておりまして、来年4月からは130万円以上、すなわち工事案件の入札についてはすべて、全入札案件を事前公表するという考え方でございます。また、 と にそれぞれ書いてございますが、区といわゆる発注者と業者との接点を基本的になくすという観点から、入札関係図書、仕様書等、設計図面などがございますが、こういったものについては郵送あるいは宅配、ファクス、あるいはコピー店による有料の頒布という手段をまた講じておりますし、発注案件につきましては、ホームページ上で公告いたしまして、メールあるいはファクスでその参加の申し込みを受け付けております。また、入札書につきましては、この一般競争入札について、郵送という形の入札方式をとっているところでございます。

次の3ページから4ページにつきましては、入札制度のあらましといたしますが、これまでの開催の経過とともに制度の行使について記載したものでございます。

次に5ページ目でございますが、これが本題になりますが、先ほど申し上げました外部評価委員会に入札監視委員会としての機能もあわせてお願いしたいという内容でございます。この5ページに定例審議と書いてございます。また、次の6ページに苦情処理審議と書いてございまして、この2点をお願いしたいと考えております。

5ページ目のこの定例審議でございますが、(1)定例会の開催と書いてございますが、この入札・契約制度の運用状況、実施状況につきまして、原則的には毎年度1回、定例会としてお願いしたいというふうに思います。

また審議の対象につきましては、先ほども申し上げましたが、予定価格が130万円以上の発注工事ということで全入札案件、現実的には毎年200件から約300件がこの工事の入札案件でございます。200件から300件、大体でございます。また具体的な審議方法でございますが、ここに記載してございますように、入札の方式別に工事の件名、業種あるいは工期、契約価格等、前年度の実施状況を一覧にいたしまして、それに関係資料を添えて入札の経過がきちっと補足できる、そういった関係資料を添えて、開催日のおおむね1カ月前ぐらいには皆様のお手元にお届けしたいと考えてございます。それを踏まえて各委員さんの中か

ら任意に抽出していただいて、疑問その他ご意見等のあるような案件、あるいは制度全般あるいは運用方法等についてご議論をいただければというふうに思います。また、審議の内容につきましては、原則的には公表してまいりたいと考えてございます。

最後になります。6ページ目でございます。苦情処理についてのご審議でございますが、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる利害関係者からの苦情申し立てがあります。これにつきまして一義的には事前審査、事前の説明として私どもで行います。にもかかわらずまだ不服があると、我々の回答によってもなお不服がある場合、再申立という形で委員会の開催をお願いしたいと、客観的なご判断を仰ぎたいと、そのように考えてございます。

また、この入札に関しての利害関係者でございますが、(2)に記載してございますちょうど表頭の利害関係者、中ほどにございますがこの部分でございます。総合評価の一般競争であれば総合評価の結果、落札者とされなかった者、あるいは入札参加を希望した者のうち参加資格がないというふうに判断された者等、こういった利害関係者、一定の利害関係を有する者、これをその範囲として考えているものでございます。

また、この委員会につきましては、この苦情申し立てがあった場合、必要に応じて当該申し立てをされた事業者等の出席ということが可能ならしめているというものでございます。先ほどの一般的な定例の審議同様、差し支えない範囲で、その概要についてはご審議の結果を公表してまいりたいと、そのように考えてございます。

雑駁でございますが、私の方からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、最後の説明になりますが、当面の課題とスケジュールということで、横山副参事からまた再びご説明をお願いしたいと思います。

行政評価担当副参事 それでは、資料5をごらんいただきまして説明させていただきます。外部評価委員会の当面の課題とスケジュールということでございます。

外務評価委員会の当面の課題ということでは今年度の外部監査の対象を決めていくということでございます。そこに記載がございますように、第1回、今回でございます、それから、第2回10月7日の2回の検討によって、平成13年度の行政評価等の結果をもとにしながら平成14年度の個別外部監査のテーマ（対象候補）の選定を行って意見を提出するというところでございます。本日が行政評価等の概要の説明ということでございますが、おおむね1週間後の9月18日ごろまでに、外部監査対象についての意見がございましたらメモでいただ

くというようなことでございます。

それから、次回の1週間前でございますけれども、第2回に向けた資料をこちらで調整して発送するということでございますが、外部監査対象の候補案を発送する、と。10月7日第2回場で監査対象を審議いただいて、まとめて意見を提出していただくというような運びでございますが、若干補足説明させていただきますと、今年度は年度途中からということ、やや変則的ということと時間的な制約が非常にきついという中でお願いしているということで大変恐縮しておりますが、きょう説明しました13年度に行った事務事業評価や経営評価のうちからどのあたりを外部監査の対象にしたらよいか。きょうと、それから次回までの途中でいただく意見をもとにしながら3候補ほどを整理して次回にお諮りし、次回その3候補を決めていただくというような考え方でございまして、区ではいただいた3候補のうちから一つ選んで実際の外部監査の実施に付すというようなことでございます。こういう進め方についても、きょう、この場で意見をいただければというふうに考えてございます。

当面の課題については以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それで、一応事務局からのご説明は今終わったわけでございますが、簡単に整理いたしますと、本委員会というのは行政評価の再評価といえますか、客観性担保等にかかわる外部評価を行うということと、外部監査のテーマを選んで区長等に答申するということと、入札の監視の役割と、三つの大きな役割を課されているわけであります。

その前に、1から4について本委員会として順次審議をした方がいいと思いますが、まず第一の委員会の運営全般について設置要綱等が一応資料1にあるわけでございますが、この点の各条の読み方等についても若干微妙なところがあったりしますが、ご意見、ご質問等がまずあれば各委員の方から言っていただいて、わかる範囲は事務局でご討議いただいて我々が決めなければいけないものはこの場でお決めしたいと、こういうふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員 一つだけいいですか。

会長 どうぞ。

委員 設置要綱の中で公開とありますが、その公開の方法はどういう公開の方法を。

行政評価担当副参事 まず会議の予定、日時等が決まりますと、それらについては区の

インターネット等で公表しております、それに基づいて関心のある方は傍聴にいらっしやって傍聴されるというような形での公開でございます。また、議事録がまとまった後で議事録をやはりホームページで公表する等してございます。

会長 今の事務局の考えであります、そういう方向で公開内容というのをこの本委員会として了解してよろしゅうございませうか。よろしいでしょうか。その前に、本当は委員会に定める場合に意見が対立しないことを願いますが、対立した場合は議決ということになるわけですが、一応過半数ということでもいいんでしょうかね。いかがなんでしょうか。これは一応全員一致でなきゃいかんというわけじゃないですよ。どうしてもという、やむを得ない場合は過半数ですよ。そのために5名ということですよ。それでよろしいでしょうか。なるべくそういうふうにならないように全員一致を限りなく目指したいと思っておりますが、どうしても対立した場合についてはやむを得ないというふうに、そういうことで了解していただいて、よろしゅうございませうか。

(了承)

会長 もちろん、これは対立をああしているというわけではなくて、やむを得ずそういう事態になったときも一応想定しておかないといかんだろうということではあります。そのほか、運営全般にかかるこの内容等について、ご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。

(なし)

会長 では、もしご意見があればまた後ほどの機会でもということ、とりあえず、委員会の運営全般についてはこの要綱でご了解いただいたというふうに処理したいと思っております。

引き続きまして、行政評価全般についてのシステム等も含めたご質問、あるいは我々のまとめられていることについてのご質問等、ご意見等がございましたら、どうぞ自由にご発言をお願いしたいと思います。どうぞ。

委員 行政評価のやり方と外部監査をリンクする、それで包括監査ではなくて個別監査というあたりの説明を……、すみません、私はいま一つ頭にきちんと整理して入っていないんですけども。やり方としてはさっきの資料2 - 3の一番後ろにある、この1から6の分野において一つずつ、今は選ばれているんですよ。

会長 政策レベルでですね。

委員 政策の評価として。その政策評価の中のどの項目を、例えばこの1から6までの分野の中で政策の項目としては22あって、その22の中から今度の次回の会合までに三つ選んで、それをさらに詳しく、その後その三つの中からさらに1個を選んで、その後そのテーマについて議論をしていくというふうに理解すればよろしいでしょうか。

会長 いや、これはまさしく議論が出る場所であると、私も今説明を伺ってまして。それはむしろこの場でお決めした方がいいと思いますが、要するにテーマというのをどういう例えば今おっしゃったとおり政策とか施策とか事務事業とか、すべての切り方があり得るというふうに今のご説明のように考えるのか。あるいは、個別の外部監査でお願いするのか、なるべく限りなくテーマを限定するという方法もあるでしょうし、それは事務局のお考えはお考えとしてご説明をとりあえずまず伺って、我々として何もそれに固執することはないと思いますが、とりあえず事務局の当面のお考えをお聞かせいただいで審議した方がいいと思いますが。どうぞ。

政策経営部長 今回の委員の持たれる疑問というのは至極もったもだと思うんですね。私も行政評価の外部評価と外部監査というのをリンクをさせようというのは、今疑問を持たれたように、政策あるいは施策レベルの評価だけで外部監査のテーマを決めるということではなくて、外部監査のテーマというのは既に他区で行われている外部監査のテーマをごらんいただいてもわかりますように、かなり包括的、あるいは個別のものもございます。個々の事務事業レベルのものもありますし、それから、かなり包括的な政策あるいは施策レベルの話もございます。この外部評価と外部監査というのをリンクさせようと考えたのは、包括外部監査の場合には外部監査人が非常に広範な区の仕事の中から、その監査対象を任意に選ぶということになるわけですが、これは区の業務全般を理解をし、どこに監査の必要性を認めるかということになると、そのテーマの選定に非常にエネルギーが必要になってきます。この行政評価の外部評価というのも、似たようなことを、結局は区の業務全般にわたって一わたり我々が評価したものを、さらにそれが適正であるかどうかということ、外部評価の委員会で評価をしていただくことになりますので、似たようなプロセスがまずあるだろうと。そうすると、ここで我々が監査対象を選ぶのではなくて、第三者であるこの外部評価委員会で一定のスクリーニングをして、その監査対象というのを選んでもらって、それをその後の外部監査にかけるまでの手続というのは、先ほどの流れのところをごらんいただきますと非常に複雑で、議会の議決を経たり、監査委員の意見を求め

たりといったようなことがあるわけですが、そういった、前段でまずテーマ設定をこちらの方にお願ひしようということです。そのテーマ設定については、必ずしも、したがって政策ですとか施策ですとか、あるいは事務事業ですとか、そういったものにこだわっておりません。ただ、全般を見るときどの辺に外部監査を受ける必要性といたしましうか、関心があるかといひましうか、そういうことを選んでいただくについて、行政評価の外部評価委員会が一番全般を見れる立場にある、なおかつ第三者としての客観性もあるということにリンクさせようということを考えております。

今年度について言いますと、政策・施策レベルの評価というのは先ほどご説明しましたように、私どもまだ今年度は初年度でございます、分野を限ってまず試行してみようということです、当然外部監査のテーマというのはその分野だけで選んでいただくということではなくて、むしろ13年度に我々の行いました事務事業評価の方を主として参考にしていだいて、そういうものの中からもう少しくった形でこういったことをテーマにしてはどうかというようなご意見をいただければというふうに思っております。

会長 今、事務局のご説明でいかがというか、別に、ですからどういう切り方をしてもこれは当委員会の判断になるわけですがけれども、あくまでも本委員会と監査とのリンクとすることを考えれば当然我が方が再チェックをかけて、やはりここはもう少し問題がありそうなんだけれども、我々のマンパワーだけでは深くする時間もないので、ここは専門的にかなりやっていただくと改善効果が高いとか、あるいはもっと大きな問題もはらんでいるかもしれないとか、そういうことで多分選んでいくんだろうというふうに、私は推測はしておったんですが、だからその結果として、それが一つの事務事業になる場合もあるでしょうし、複数の事務事業もあるでしょうし、施策の場合もあるかもしれないと。いずれにしてもただ、こういうようなものを、多分個別の監査の契約を結ぶわけですから、かなりあいまいな格好では多分議会審議にもかけなければいけませんから、かなり焦点は明確にして、どの、たとえ政策レベルでもしておかないと、多分議会審議等に首長さんが対応するのはなかなか大変ではないかという気はいたしますが、これは私の全く個人的な意見ですから、どうぞ自由に。ここは非常に重要なことでもありますし、我々の問題点であると……。

行政評価担当副参事 ちょっと細かい点で補足させていただきますと、今年度は年度途中でちょっと変則的な形になりますが、来年度から年度当初にその年の監査対象を決めて

いただくというようなことになるのではないかと考えてございます。また初めての試みで定まった方式ってないんですが、年度当初に決めるとなるとほぼ前年度の評価を行ったもので考えるというようなことになるだろうというようなことになるのではないかと考えてございます。

会長 ただ、要するにことしだけのことを考えますと、これは監査契約が多分早くても11月か10月末ぐらいですか、議会にかけますから。

政策経営部長 そうですね。12月は……。

会長 12月ですね。そうすると、12月、当然、年度末までに、契約の期間は短いですね。そうすると……。

総務課長 4カ月。

会長 4カ月ですね。それで、多分、会計士の方も年度末でお忙しいから、実は非常にタイトなスケジュールだということになりますね。ですから、少なくともことしはかなり焦点を絞っておかないと逆にむだ金を使うようなことになりかねないし、逆に制度の価値が疑われるという気はいたしますけれども、いずれにしてもご自由に、それぞれお考えがあると思いますので。

委員 私もそれぞれの関係がいまいちよくわからなくて、いわゆるこの外部監査人というのは新しくできた制度の外部監査制度ですよ。そうすると、実はこの外部評価委員会も、多分持っている趣旨というのはかなり似ているんじゃないかと思うんですね。たまたまあちらは自治法上でできてはいるけれども、長い経緯の中では、やはり外の方が専門的な目で、政策なり施策なりを見るべきだというのが背景にあるから、非常に同じようなことが求められているんじゃないかという気がしまして。それで、こういう委員会が提言に基づいてできたとなると、じゃあ逆にその自治法に基づく外部監査人のやっぱり固有の意味というものをもう一回抽出しませんと、非常に趣旨がオーバーラップしちゃうという印象を私は持ったんですね。だから、私どもが一般的に見るから何かお手伝いしてあげればいいよと。しかしながら、外部監査人そのものもプロフェッショナルとしての目で見ると、じゃあ同じプロフェッショナルのどこがプロフェッショナルとして違うのかを少し分けていただかないと、私どもの役割が逆によく見えないというのが一つあります。

それからもう一つは、今度個別外部監査というのは、これは私も仕組みとしては、いわゆるこれが監査委員会ですよ。

会長 いや、それとは別です。

委員 ではない。違うんですか。

委員 個別外部監査というのは、これは何になるんですか。いや、これがよくわからないんです。

会長 契約ベースの。

委員 これもどなたかがいらっしゃるわけですか。

政策経営部長 これから委嘱をするんです。

委員 委嘱するんですか。いや、ここの個別外部監査というのが、私、ちょっとイメージがよくわからなかった。

会長 そうですね、最近できたあれですから。

委員 ああ、そうですか。

会長 ただ問題は、その委員以外に監査委員監査との。

委員 ありますよね。

会長 その問題は別途、いずれにしても残るんですけどもね。ただ、それはそれでまた。

政策経営部長 外部監査人の役割といいましょうか、それとこの外部評価委員会の役割ということでは、この外部監査人は当然個別監査ということになりますので、選定されたテーマについて専門的な角度から監査をするということになりますね。この外部評価委員会自体は、事務事業あるいは政策・施策にかかわる全般的な私どもの評価がまず適正であるかどうかということの評価をしていただく。その過程では当然事務事業全般を見るわけですので、外部監査にかけるようなテーマの選定というのもここでしていただくのが、我々が選定をして個別に外部監査人をお願いをするというよりも客観性が保てるだろうとそういった趣旨です。したがって、役割はかなり違ってくるのではないかなと思っています。

委員 確認なんですけれども、そうしますと、この外部評価委員会が対象とする政策評価は、この22の分野全部という理解でよろしいでしょうか。

政策経営部長 外部監査人ですか。

会長 すべて我々の外部評価の対象にはなり得ます。政策評価・施策評価・事務事業評価すべて。

委員 はい。その中で、この表が一番、何となく全体像がいろいろよくわかるような気がしているんですが、この中で何を外部監査にかけるかというのをこの中で話し合って決

めていくというふうな……。

政策経営部長 それにこだわらなくても結構です。

委員 分野の切り方なんかですね。

政策経営部長 はい、切り方が違って結構ですし。それからまた、先ほど言いましたように外郭団体の監査というようなことでもいいわけですから。

委員 そうしますと、住民からの監査請求が出た場合に、それを個別外部監査に回すかどうかということもこちらで審議するんですか。

政策経営部長 それは住民からの監査請求が出た場合に、これは住民が監査請求できるようになっておりますが、一定数の賛同者がいればできるようになってはいますが、それはそれで、手続上もうかけなければいけないことになりますから、要件を満たしていれば。議会が議決をすれば、かけることになります。それはこちらとは直接にはかかわりありません。

会長 これは資料3の、我々に関係するのは、長の要求です。ですから、長の要求ルートを経由する個別監査に限定されるんですね。

政策経営部長 長が任意に選ぶのではなくて、そのテーマの選定について第三者性を確保しようということで、この評価委員会にテーマの選定をお願いしたいということです。

委員 そうすると、その行政評価という部分とそれから外部監査への委託テーマを選ぶというのは、全く切り離して別の仕事だと考えた方が。

政策経営部長 そうですね。余り行政評価そのものの中でその行政評価の体系に従ってそこを選んでいただくというよりも、この外部評価委員会は区の行政全体を、事務全体を見渡せる立場にあるということからテーマの選定をこちらにお願いをしたいと、そういうふうに考えてございます。

委員 そうすると、通常の会議の運営が進んでいくと、行政評価の全体像をここで議論していくうちに、あ、ここがその外部監査でお願いした方がいいなと、この分野はもうちょっと広く議論をしていこうというふうな濃淡が見えてくるだろうと。その濃い部分を選んでいけるということであるわけですね。

政策経営部長 そうですね。

委員 ところが、今回は外部監査の対象をこの9月議会にかけなくちゃいけないという手続上で、どうしても……。

政策経営部長 11月ですね。

委員 次回の。

政策経営部長 11月の議会を考えております。

委員 それまでに間に合わせなければいけないので、全体像の議論をする前に、まず外部監査のテーマを選ばなくてはいけないということが、ことしの非常に難しい制約条件になっているというふうに理解をすればいいんですね。

政策経営部長 おっしゃるとおりです。

委員 わかりました。でも、そうすると、非常に大変な制約条件ですね。

会長 いや、ですからそれをごらんいただいて。

委員 そうですね。

政策経営部長 とっても大変なことになるんですから。

会長 それで多分あれしたんじゃないですか、事務局は。

政策経営部長 それはまたとても大変なことなものですからなかなか申し上げにくいんですが、それをごらんいただきますと、この後ろに評価表というのがついておりますけれども、ここに例えばそれぞれの担当の課が自分たちのやっている仕事をどう評価しているかというようなことがあるんですね。ここの中に入っているんですね。成果指標ですとか活動指標ですとかというのが入っております。これは本当に、私どもが見ても、担当しているところの評価というのがそれはそれでわかるんですが、私どもの目から見たときに本当にそうかというようなものというのはかなりあります。客観的な立場からごらんになると、もっとそれはあるのではないかと思うんですね。特に、ある程度、それぞれ皆様関心領域というのはおありだと思うんですね、教育にしるあるいは福祉にしる。そういったところを中心に、代表的な、あるいは比較的親しみのある事務事業というのをちょっと注意深くごらんいただくと、多少問題点と申しましょうか、ここはもう少し見た方がいいんじゃないかというようなところが見えてくるのではないかなというふうに思っております。

委員 もう一つ僕が今よくわからない、外部監査に上げるべきものは一応わかったとしまして、逆にこの表に立ち戻ったときに政策評価をどこを調べたいんだということに、今度はどこの部分が、22のうちどこをやりたいんだということに限って言えば、まさしくこの22の中でどこを一番チェックしたいんだというのは、区長が一番関心があるところじゃないんですか。政策なんですから。ですから、私はどれをやりたいかという、例えば24

の中でどこをやりたいというのは、むしろ区長が自分の杉並区の将来に対するリーダーとしての先見性から、ここを一番やりたいということは僕は一番求められていることであって、私どもが区長にかわってここが重要だなんてことはとても言える話ではないというのが、私の、実は行政評価あるいは政策評価という観点から感じたところなんです。

委員 それは私も同じようなことを感じていて、民間企業がコンサルティング会社にコンサルティングをお願いするときの発想も同じなんですけれども、普通はトップがコンサルティング会社のトップに対して、自分たちはこういう問題意識があるのでコンサルティングをお願いします、そのときの関心事項はこれこれこれですというふうにして、意見をお互いにかなり意見交換してからコンサルティング作業に入っていきますよね。そう考えると、山田区長や滝田部長の方々がどういうことを考えていらっしゃるのかという将来ビジョン、区をどう持っていきたいのかという将来ビジョンがあって、それに我々が協力するというふうな格好で議論を積み上げていかないと、多分区長と部長のビジョンと我々のこの委員会のビジョンが異なる方向を向いちゃうと全く意味がなくなっちゃう可能性が、極端な話ですけどもあるかなという、そういうことも関係しますよね。

委員 ええ。

会長 その議論は非常に難しく、要するに一応、我々はどこまで区長に対して独立かどうかというのはわからないんですけど、形式的には首長部局に関しては第三者的な立場にいるわけですね。それで、この資料3を見てもおわかりのように、あくまでもこれは我々の意見は参考にされますけれども、当然、区長が要するにすべて監査委員の監査にかえて区長が要求するわけなんです。ですから、我々としてはそういうこともあるものですから、幾つかの候補を挙げれば、その中で特に区長のたまたまイメージに合うのもあるかどうかわかりませんが、そういうことで幾つかの案をお示しすれば、それを踏まえて、それをそのとおりする必要もないですし、この手続的に言えばかなり尊重はされると思いますが、最終的にはこれは区長がすべてになることになりますね、これ、規定的には。

委員 今おっしゃったものですか。

会長 これは監査に関する条例、資料3の2ページ目ですか。要するに手続的には、別に、テーマの選定に関することと書いていますけれども、設置要綱自身が、選定権限があったとしても、それがストレートに監査テーマといいますか、契約監査事項になるかどうかという、これはまたワンクッションあるだろうというように私は思っていますので、手続的

にはどうなんでしょうかね。事務局が説明をするとあれなんでしょうけれど。

政策経営部長 そうなんです。そういった、手続的なことと同時に、この私どもがやっている評価自体にも、これは今現在の評価表をごらんいただくとわかりますけれども、それぞれが目標を明示しているわけですね。その目標に従ってどういうことをやっているか、それがどんなような成果を上げているかということをおどもなりに一応評価をしてそれを皆さんにまた見ていただくという形をとっているわけですね。私どもの施策の目標なり、あるいは政策の目標なりというのは、これは後でまた皆様方にお配りしたいと思いますけれども、区の基本構想、それからその基本構想を実現するための基本計画ということで、10年計画の計画をつくってございます。これの体系別に、評価の、先ほどのこれですね。これはまさに計画の体系ごとに分類されているわけです。この中に、この計画の目標を達成するためにはこういう事務をやっていますよと。その事務がどれだけの成果を上げているかというのを私どもなりに評価をして、それを皆さんに見ていただく。そうすると、こういう目標を達成するためだったら、こういった施策じゃなくて、もっとほかの手段があるんじゃないのというようなことを客観的に見ていただくのが、皆様方をお願いをしたい仕事だということになりますね。それが、まさに私どもの、あるいは区長の政策目標というのはここに集約されているわけですし、それは特定の領域ではなくて、区長はやはり区政全般について責任を負っているわけですので、当然これ全体の実現を目指していくということになるわけですね。そのときに、ただ、今現在の例えば全体の財政状況ですとか、あるいは区の置かれている客観的な状況ですとか、そういうものの中でどこに力を入れていくべきかというのが、これは出ています。それについても私どもがしているこの評価が適正であるかどうかというようなことを含めて客観的にご意見をいただければというふうに考えているわけです。

会長 今の、まさしく委員がおっしゃったように、確かに石原都知事のように山田区長がみずから、これを自分はやりたいからこれをやるということは現行の規定でもできると思うんですね。それは我々として否定すべきじゃないし、それはご自由に、むしろ区長のリーダーシップのもとにされると思うんです。それ以外にも、我々としては、せっかく第三者としてすべての行政評価の結果についてレビューできる。それは区長はお忙しいからとてもできないだろうと。そういうことで、我々は区長が全部目が届かないようなところを含めて、それをレビューすることによって題材を提供するというふうに考えれば、一応

区長なり首長の権限は別に奪うことにもなりませんし、区長なりのリーダーシップはそれなりに発揮できると思います。確かに東京都の今の石原都知事の包括外部監査人のテーマ設定とは、まさしく知事のトップダウンで決まって、リンクはしていないんですけれどね。ただそういうシステムに加えて、この行政評価の外部評価委員会としてのレビューを加えて、新たにそのテーマを見出すと。そういうルートを接続したいというのが多分事務局の考えで、それはせっかくの作業をむだにしないということにおいてもいいのではないかと。そういうふうに私は今考えたんですけれども、どんなものでございましょうかね。

委員 少なくとも、もう1カ月ぐらいの間に外部監査のテーマを選ばなくちゃいけないわけですね。その外部監査テーマというのを1カ月で選ぶときに、1カ月間これを全部見て、プライオリティーのつけ方もよくわからないままに、区長の問題意識がわからないままに外部監査テーマを自分たちの判断で選ぶといっても、あまり有効な外部監査の選び方というのはできないんじゃないかな。だから、いろんな問題意識がある中の少なくともこんなことは重視しておきたいんだという項目ぐらいは最初にないと、いきなり全部のことを対象にやっても余り効率的ではないんじゃないかなという感じがしますけれども。

会長 いや、それはおっしゃるとおりです。ですから、多分、今事務局が説明したようになっていと思うんですけれど、この21世紀ビジョンであるとか杉並区の基本的な構想なり、あるいはここの事務事業評価の結果等を踏まえるんだと思いますけれど、ただそれはなかなか、これは議事録に残るから申し上げにくいところなんですけれども、やはりそれはそれなりにしんしゃくは、当然我々としてもそれは心の中ではやるんだと思いますが、やはりこれは我々はせっかく委嘱されたわけですから、確かに短期間かもしれませんが、やっぱりベストを尽くして、とりあえず候補を何案かお出ししてやるというほか、少なくとも今年度についてはいたし方ないというふうに思いますし、それで区長に対して責任を果たせないということでもないと私はと思いますが、その辺お考えに、ご賛同をいただければまたそれはそれであれなんですけど。そこら辺は微妙なところもありますかね。事務局としては、何か別途こういう腹案があるというのであれば別ですけど。

政策経営部長 おっしゃるとおり、これからCD-ROMをのぞいていただいて、その中から任意に選べというのはこれはもうとっても大変なことですし、それだけでお願いしようというふうには考えてございません。当然、意見交換をしながら、ことしの場合は特に適切なテーマを選んでいくようにしたいと思っております。

それからまた、先ほど委員の方からお話がありました、区長が最もこうしていくべきだと、あるいはこういうことを外部評価あるいは外部監査にかけていくべきだというようなものがあれば、それは当然、区長はできるわけですね。また、外部の評価あるいは外部の監査などを受けなくても、こうしたいと、あるいはこうしろという思いがあれば、これは執行機関を使ってそうしていくことができるわけですね。逆にそれだけであってはいけないと、執行機関のそういった独断専行をチェックするというような意味合いもあってこの外部評価なり外部監査というものをお願いしていくと。したがって、そういったテーマ選定についても、一たん外部のスクリーニングを受けたものを監査委員にお願いをしていくという方が、より客観性、公平性が保てるだろうと、そういった趣旨で私どもとしては考えているところです。

委員 概念的に分ければ二つあって、一つは包括的に見て、漏れをチェックする。問題意識として新しい問題意識を提示するというところと、もう一つの方は、推進しようとしているものをどれだけ効率的に、合理的に進めていくかというアイデアを出す。この二つだと考えればいいわけですね。

政策経営部長 そうですね。

委員 委員の問題意識は、恐らく後者の方の、どれだけ合理的に、効率的に目標達成することに向けて意見を持っていくかということを考えれば、区長の問題意識というのがよくわかっていた方がやりやすいだろうと。それで、滝田部長のおっしゃるように、それ以外のチェックポイントも我々の方から提示してほしいというのもこれもよくわかると思いますので。ようやく、全体像が少しわかってきました。

会長 ただ勘違いしたらいけない重要なことは、我々の第1番目の外部評価委員の役割というのは、やはりこの第2条に書いてある、私は多分(1)が基本にあるんだと思うんですね。いわゆる行政評価の結果について第三者的に意見を申し上げてレポートをお出しすると。その過程として、(2)(3)(4)(5)もあり得るんだと。これがやっぱり基本だと思うんですね。そして、それをきちんと果たしている限りにおいては、当然、区長に対しても我々はアカウンタビリティーを果たせませすし、区民に対しても十分に説明責任は果たされたというふうに理解しておりますが。私個人としては。今、余りにも外部監査のテーマに焦点が当たっていますが、そのためにあるわけではないわけで、むしろ作業過程なり活動過程においてそういうのが期待されているんだというふうにご理解いただいた方がいいん

じゃないかと思いますが。

委員 その点はちゃんと理解しています、基本は行政評価にあるんだという。ただいろんなものがついてきたために、そちらが非常に……。

会長 拡散していますよね、確かに。

政策経営部長 そうなんです。ちょっと、本当に盛りだくさんのことをお願いし過ぎていて、まことに恐縮なんですけれども。

会長 それでは時間の関係もありますから、入札の監視もこれも必ず微妙な問題が、確認しておかなければいけない問題が結構あると思うんですが、どうぞご意見をお出し……、非常にこれはつらい役割まで重なったり、あるいはちょっと我々のやる内容等についてかなり微妙なところがあるものですから、この際。

委員 僕は、こちらの方がむしろ頭には描きやすいんですよ。というのは、この入札制度というのは、もう大分仕組みとか、あるいは問題点というのは世の中に知れてきていて、あとはやればよいというそういう段階に、僕は世の中があると思うんですね。ですから、電子入札をやるかどうかというのはむしろただの手段の問題であって、それを使わなくたって競争入札的にやることはできるわけで、それによって随分改善はされるところはあるんじゃないかと思ってまして。ですから、余り私どもが、例えば苦情が出てくるかどうかというのは多分僕は時間の問題で、制度がどんどんクリーンになっていけばいくほど苦情もなくなっていくので、だんだん苦情ももう逡減していくという、そういう中ですから、私どもが何かそれに対してご意見とか何か申し上げるのはだんだん少なくなり、少なくなればそれにこしたことはないという、そういう中にあるんだろうと思ってまして。ですから、いろいろいっぱいこう書かれているということは、まだいっぱい問題があるのかなというふうに逆に思ったりするんですが、実際はどうなんですかね、もう大分きれいになってきているんじゃないですか、実際の姿は。もう三、四年前に比べても随分もうはっきりしてきているんじゃないでしょうか。

経理課長 そうですね。おっしゃるとおり、いわゆる入札の場合にはやはり制度、これをどうするかと、その考え方をどうするかというのが最も本質的な問題であって、そのことについては、杉並区では、去年、ことしにかけて大幅に中身、仕組み、制度、運用、かなり変えてきていますので、ですから今お話があったように、後はそれをどういうふうにわかりやすく実践していくかということに尽きる部分が多々あるというふうに考えていま

す。

また苦情についても、おっしゃったようにこれまでの実践の方法と実際の考え方をもってすれば、いわゆるご審議願うようなこういう形での苦情、不服の申し立てというのが限りなくゼロに近くなってほしいですし、そうなるように我々も努めていきたいと思っていますけれども、今そういう状況、周辺環境にあるだろうと、そういうふうに思っています。

会長 ちょっと微妙な問題があるかなと思ったのは、いわゆる区内事業者に対する支援政策としての問題と、透明性とか公平性というのは、かなり、厳しく言うと非常に難しい問題をはらんでいるわけですよ。そういう問題で、苦情処理とか、あるいは入札制度の改善等の役割は、我々としてタッチしなくていいのかどうかということの確認を、やれと言われればやります。これは非常にこの政策マターでもあり同時に、しかし非常に批判もあるところなんです。細かく工事を分割して結局域内業者を保護して結局高い工事費になっているという批判も、ある一面においてはあるわけですね。しかし、当然、中小企業の保護政策なり、あるいは地元業者育成というのも当然区の政策として何ら問題ないわけであって、そういうところにアンタッチャブルで我々としていいんですねという、あるいはやれと言われるのか、そこら辺ちょっと、確認はしておきたかったんですね。

政策経営部長 個別の問題で、おっしゃるようなことについてご面倒をおかけするようなことはないと思っております。ただ、おっしゃるとおり区内業者の保護育成というのと、それから入札制度の透明性あるいは競争性の確保というのは、ちょうどWTOの輸入制限みたいなものと似通ったところがあって、議会なんかでも非常に、常に問題になっております。その部分は専ら制度の問題として私どもも取り組んでいます。したがって、その制度が私どもが今運用している制度が妥当であるかどうかといったようなことのご意見というのはぜひお聞きしたいと思うんです。それは、現状どういった制度で運用していて、その結果、入札の実績といいたまうか結果がどういうところに落ちついているかと。それは区内業者がどういう部分をどの程度とっているとか、あるいは落札率がどうだとか、そういったようなことをご報告をして、それについて制度としてどうなのかと、こういったようなご意見はぜひいただきたいと思いますが、個別の問題でご迷惑がかかるような形にはならないというふうに思っております。

会長 今事務局からそういうご説明がありましたが、それに関して。

委員 その制度の中には、会長が今言われた中小企業保護あるいは分割発注なんていうのも制度の中身になるわけですね。

政策経営部長 そうですね。例えば具体的に申し上げますと、先ほど申し上げました条件つき一般競争入札といったような制度でやっているわけですが、そのとき区外業者と区内業者の間に、応募資格に若干差をつけていると。区内業者の場合にはより高い格付だとか規模だとかを要求するとか、そういったようなことが現実にございます。その結果、落札がどういうふうになっているかと。これを区内業者保護とそれから契約の問題というのは専ら、透明性というのは十分透明にできるんですが、問題は競争性なんですね。競争性の確保という観点から見たときに、その条件がどの程度合理的なものかといったようなことのご意見というのは、これはぜひいただきたいと思っております。最終的にはこれは二つの政策軸の中でどちらをどの程度重く見ていくかといったようなことになってきますので、その調達をできる限り効率的にやっつけようとするれば競争性を高めなければいけないわけですし、一方の区内業者の保護というのに一定程度配慮すれば、競争性の方は一定程度制限せざるを得ないということになってきます。これは本当に、客観的な評価というのも我々もぜひお聞きしたいところですので、そういったことのご意見というのはいただいきたいというふうに思っています。

委員 今、件数そのもので言えば、金額での種分けはここにありますが、件数ベースで言えばやっぱり指名競争入札が一番、今までも多いんですか。

政策経営部長 いや、今はもう……。

経理課長 指名の方が多いです。今、条件つきの一般競争の方が割合的にはまだ3割ですから。ですから、それを順次段階的に広げていくという考え方を持っていますけれども。

委員 指名は通常10社指名という形が多いんですか。

経理課長 いや、予定価格、価格層に応じて参加業者数も分かれています。ですから5、6社から15、6社、20社弱ぐらいまではございますけれども。

委員 その競争性というのが結局は指名の数になるわけですね、競争性の。だから、数がふえればいろいろ条件つけても結局競争性が増してしまうから、いろいろ地域指定だとか分割をやっても、競争性の方で全部それが消えてしまうという関係になりますよね。ですから……。

経理課長 基本的には、参加の規模がどの程度かというのがまず一つありますね。それ

から、その地域要件というか一つの匿名性というか、お互いが要するに参加業者であることを基本的には知らないということの方が、本当は競争性を高めていくには最も大事な前提になるわけですが、ただそれが区内業者の支援とか育成とか保護とかそういった産業振興を、いわゆる入札・契約制度の面からバックアップしていくということの名目の中で業者・事業者サイドの要請も非常に強い。こういう状況の中で、その地域要件等を、かなり価格によっては全面的にそこに限定するとか、あるいは逆にそれを外して金額の大きい層については極力もうほとんど無制限に近い状態に持っていく。ただ、その辺になるとやはりいろいろ地域性というか、あるいはその業種・業態によっては一層そういう抵抗感というか、そういったものは当然強くなってくる。また、逆に限定すれば、おっしゃるようにそれだけ競争性は損なわれる。仮に制度がどうであっても、要件設定と、具体的に指名する内容によっては競争性がほとんど確保しにくいという状況になってしまうということが現状としてございますね。

会長 いずれにしても、そういう問題は、施策評価なりそちらの方面においても当然検討対象になり得るわけですからそちらの方で対処して、個別については我々はやらないということで一応了解事項としておきたいと思います。

そのほか、いろいろ、まだあれば何なりと、初回でございますから確認すべきこと等が抜けておるかもしれませんので、どうぞ委員、何かございますでしょうか。

委員 今の入札に関して言いますと、審議方法として事業者の選定方法の適否ということが審議しなきゃいけないと書いてあるんですけど、この選定方法の適否というのはどういうことを考えていらっしゃいますか。

会長 事務局、何かありますか、ご質問に。

経理課長 いわゆる指名、先ほど申し上げましたとおりご審議の対象とすべき範囲が130万以上の工事のすべての入札案件としてございますので、いわゆる一般競争でない指名競争のところも出てまいります、当然のことながら。その中で、要するに選定に当たっての基準、あるいは資格設定、こういったところがまだまだ極めて限定的であるとか、あるいはその要件そのものが基準としてはまだ少ないとか、あるいはもっと客観的に極力広げていくというようなところですかどうかというようなことも出てこようかなと。いずれにしても指名の方法、あるいは内容、そのための基準といったものを、当然、CD-ROM等でまたお示しすることになりますけれども、そういったものを参考にというか、そう

いったものを前提として見ていただきながらそれぞれの案件、全体の傾向、こういったものの評価というものをご議論いただく、そういう考え方でございます。

委員 1カ月前までにこの発注工事というんですか、これをいただいて、こういったことが、選定が適否かどうかというのが判断できるのかなという気がしたんですが。

経理課長 これは、私の言い方がいけなかったのかもしれませんが……。

会長 既に終わったやつでしょう、これは。

経理課長 そうです。前年度の実施した結果、これを総括的に一覧表あるいは個別の経過のわかるような形にまとめて、それをお出しして、その中から、言ってみれば終わったものについて、過去のものですね、これについてどうであったかとか、それをまた将来に生かしていく。そういう、基本的な考え方でございます。

会長 あと、それ以外にほかの項目についてもありますか。

委員 この入札制度についての例えば私どもの意見を提案した。それはまた、議会もそれについて何かの意見を言う場があるんですか、その入札制度そのものについて。

政策経営部長 ございません。

委員 そうすると、その提案に基づいて、例えば区長が議会に今度入札制度をこのように改定したいということそれは議会審議になるわけですか。

政策経営部長 別に議会の、議決の必要な事項ではありませんけれども。当然、議会からは質問なり意見なりは出てまいります。例えば区内業者の保護・育成と、それから競争性の向上といったような部分では、いろんな考え方がありますので、これは当然意見は出てきます。

委員 そうすると、例えば私どもがこういう意見を言ったと、議会から逆に批判をされたりもすることはあるわけですね。

会長 それはあり得ます。それは当然、いたし方ないと……。

政策経営部長 ただ、それはいずれにしても私どもの責任で行うことになりますので。

委員 その辺で少し気になるのは、この委員会の議論の公開というのは個別名も全部出るんですか。

会長 出ます。

政策経営部長 個別名というのは。

委員 発言者の……。

政策経営部長 委員名ですか。一般的には「委員」とか、そういう形でしか出ません。

委員 多分そうしていただかないと、公共事業の入札のあり方について厳しい意見が出ましたと、自宅に何かやられるわけですね。我々みんな杉並区民ですから。

会長 でも、それを恐れちゃいけない。これからの時代というのは……。

政策経営部長 それはご迷惑かからないようにいたします。

会長 それで、個別的な案件はだから扱わないということで。

委員 ええ。ただ、分野が限られてくれれば。

会長 そうですね、わかってきますよね。それは、ですからそういうものについては議事要録なり議事録の報告様式等もまた別途考えるということも可能だと思いますけれども。

委員 はい。

会長 そのほか特になければ、今後のスケジュール等の確認を横山副参事の方からしていただきたいと思いますが。

行政評価担当副参事 次回、第2回が10月7日3時半から、この同じ会場で行うことになりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、先ほど説明いたしましたように1週間ぐらい外部監査対象について、どんな形でも結構ですのでメモのような意見をいただければ、それらをもとにたたき台等をつくって、いかがかというようなことになろうかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長 そうひことひで、我々も大分頑張らなきやひけない作業もあるようひでございますので、よろしくご協力のほどお願ひしたいと思ひますし、あるひはきょうご欠席の委員の方にもその旨お伝ひいただきたいと、こひうひふうひに思ひております。

それでは、本日予定してひりました議事はすべて終了いたしましたので、本日はこれにひて閉会としたいと思ひます。よろしく。